

耐震改修工事に伴う固定資産税の軽減

耐震改修工事を行った以下の要件を満たす家屋については、申請により当該家屋に係る固定資産税額を減額します。（地方税法附則第15条の9第1項及び第15条の9の2第1項の規定に基づくものです。）

1 家屋の要件

昭和57年1月1日以前から存在する住宅

2 耐震改修工事の期間

平成18年1月1日から令和6年3月31日までに行われた地方税法に規定する基準を満たす耐

修改修工事

3 耐震改修工事の費用

耐震改修に要した費用の額が**50万円を超える必要**があります。

4 固定資産税の減額内容

当該家屋の床面積120㎡を限度として、当該家屋の固定資産税額の2分の1（耐震改修工事をした家屋が、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、固定資産税額の3分の2）に相当する額を減額します。

5 固定資産税の減額期間

平成25年1月1日から令和6年3月31日までに行われた耐震改修工事

工事が完了した日の属する年の**翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額例（工事完了日：令和4年1月2日、軽減適用期間：令和5年度分）**

6 必要書類

(1) 固定資産税住宅耐震改修減額申告書

(2) 増改築等工事証明書（記入箇所裏面参照）

(3) 耐震改修に要した費用を証する書類又は領収書（50万円以上である必要があります。）

(4) 建物平面図の写し

(5) 長期優良住宅の認定通知書のコピー（※認定長期優良住宅に該当する場合のみ）

7 その他注意事項

(1) 耐震改修工事が完了した日から**3ヶ月以内に申請**をしてください。

※ただし、3ヶ月を過ぎて申請する場合は、3ヶ月以内に提出することができなかった理由を記入してください。

(2) **都市計画税の減額はありませ**ん。

(3) **所得税の控除も受けられる場合がありますので、詳しくは税務署までお問い合わせください。**

(問合せ先：藤枝税務署 TEL054-641-0680)

「増改築等工事証明書」の記入箇所について

記入するページは**P1・P14・P15～P16**です。

1 **P1**の記入については、P1上段の枠内（証明申請者の住所及び氏名、家屋番号及び所在地、工事完了年月日）についてご記入ください。

※証明申請者の住所及び氏名の欄については、領収書と同一の住所及び氏名をご記入下さい。

2 **P14**「Ⅱ. 固定資産税の減額」中の「1-1. 耐震改修をした場合」の欄については、当該工事が、地方税法附則施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第26項に規定する基準に相当する耐震改修である場合は枠内の1を○で囲んでください。

「1-2. 耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄については、該当する場合のみご記入下さい。

3 **P15**上段の枠内（証明年月日）については、増改築等工事証明書記入日又は、増改築等工事証明書提出日をご記入ください。

※**P15～P16**の記入については、下記(1)～(4)のいずれかの証明者による記入・捺印が必要となります。（証明者により記入箇所が異なりますのでご注意ください。）

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

■問合せ先 〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市役所 課税課 家屋・償却資産係
TEL 054-643-3279（直通）